なぜ、私たちの訴えが却下（門前払い）されるの？

Ｑ１　なぜ、私たちの訴えがいつも却下（門前払い）されるのでしょうか？

Ａ　訴訟要件が、欠けているとの理由で「不適法」と却下されます。それは、実体において、私たち主権者の「裁判を受ける権利」が奪われることです！

「原告適格・訴えの利益・確認の利益」や「法律上の争訟（注１）」などが訴訟要件です。これが欠けているという理由だけで、行政が違法行為を犯しているとの私たちの訴えは、法廷で審理されることもなく（必要がない）早々に結審となり、判決においてもそれを理由に訴えが却下され続けています。この実体は、私たち主権者の「裁判を受ける権利」が、事実上奪われているということであり、その結果として、行政の違法行為がそのまま放置されています。

（注１）「法律上の争訟」は、裁判所法３条１項（裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する）により、①当事者間の具体的・現実的な法律関係に関する紛争が存在すること、②法の適用による終局的な解決が可能であること、との概念であると説明されています。

Ｑ２　訴訟要件が設けられた目的は何ですか？

Ａ　訴訟要件を設けることで、司法権の及ぶ範囲を制限し、立法・行政権に対する司法権の監視機能を弱めることがその目的です！

「国・地方公共団体等の統治主体の行為は、原則として、すべて、それ自体法的評価の対象となりうるものであるから、司法権の範囲を争訟性によって限定しなければ、これらの行為は、すべてそれ自体として司法審査の対象となりうることになり、司法権による、立法権・行政権に対する統

制が著しく強まるからである。そこで、争訟性または事件性の問題は、実際には、争いがどこまで個人の具体的権利義務にかかわって来たときに、裁判所が立法行為・行政行為の審査をなすべきか、との局面における司法権の限界付けの問題としての意味を持つ。」（兼子一、竹下守夫著「裁判法」）

このように、司法（裁判官）は、司法権による、立法権・行政権に対する統制を弱める目的で、争訟性または事件性などという訴訟要件を設けて、司法権の及ぶ範囲を制限し、事実上「法の番人」としての職権と責務を放棄しています。

Ｑ３　「司法権の制限」は、どのような経過を経て設けられるようになったのですか？

Ａ　最高裁が、違憲立法審査権を定めた憲法８１条を立法・行政権力に都合よく解釈し、「司法権の制限」を設けたのです！

最高裁は、「警察予備隊令は、憲法９条に反し無効である」との訴えに対して、「司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要」と訴訟要件を設け、裁判所が取り扱う裁判の範囲を限定し、「裁判所がかような具体的事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上及び法令上何等の根拠も存しない」と訴えの内容に立ち入って審理することなく、その判断を回避して却下しました（1952 年 10 月 8 日。資料 1 参照）。司法権のおよぶ範囲を制限したこの判決が、憲法８１条（注２）の違憲立法審査権の性格を規定する事実上の司法の見解となっています。

（注２）「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である」（81 条）

Ｑ４　「司法権の制限」を設けた根拠は何ですか？

Ａ　憲法成立過程の国会審議でも「司法権の制限」に関する説得力ある理由・根拠を全く示せていません。また、「司法権の範囲」に

関する学説も３説あります！

日本国憲法は、「全ての国家権力は正義の法に拘束される」という＜法の支配＞（近代立憲主義）に基づき制定されています。この原理を持ち出すまでもなく、「一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限」という文言をそのまま日本語として読み解けば、「司法権の制限」などとの解釈はでてきません。つまり、「警察予備隊令」が憲法９条に反するか否かを判断する必要があったはずです。

また、憲法８１条の違憲立法審査権の性格についての学説も３説あり、第１説は、具体的事件性・争訟性を前提にして司法権に付随して行使される司法裁判所としての性格と具体的事件を離れて抽象的違憲審査を可能とする憲法裁判所としての性格をともに直接認めていると解する見解、第２説は、最高裁判所の本来的任務が司法裁判所の任務であることを前提にしながら、最高裁判所は、憲法裁判所的任務も手続法の制定によって行使できるとする見解、第３説は、憲法８１条はアメリカ合衆国の判例が形成した司法裁判所型の違憲審査制を明文化したと解する見解があります（「憲法裁判５０年」悠々社、中村・常本著、２０頁～２１頁）。

また、憲法成立過程の国会審議においても憲法８１条の解釈をめぐっては、政府当局と議員らの間に対立（資料２参照）があり、説得力ある根拠も理由も全く示せていません。

裁判官の職権の独立を憲法７６条において定めていますが、裁判官らは、判で押したように先の判決などに基づく訴訟要件を持ち出し、私たちの訴えをことごとく却下し続けています。

Ｑ５　なぜ、「司法権の制限」を司法が採用し続けるのでしょうか？

Ａ　司法権が、行政機関管轄下にあった戦前（1945 年以前）の司法制度などの影響を戦後（1945 年以後）も引きずっているからです！

１、裁判所（1945 年以前）は司法行政の監督下！

戦前は、すべての権力（統治権）は天皇が総攬し、司法権は天皇の名に於て裁判を行使する不完全な権力分立制で、司法権は独立していたものの、裁判所は行政官庁である司法省に属し、同省が管轄していました。

また、検察官（検事）も裁判官（判事）も司法省の役人として、両者は共同して事件解決（？）に当たっていました。

２、行政事件は行政裁判所が所管！

行政庁の処分の違法性を争う裁判（行政裁判）の管轄は、司法裁判所にはなく、同省の系列にある行政裁判所の管轄に属していました。つまり、行政行為に対し、司法裁判所は、司法権の行使ができない行政権が優位な制度になっていました。

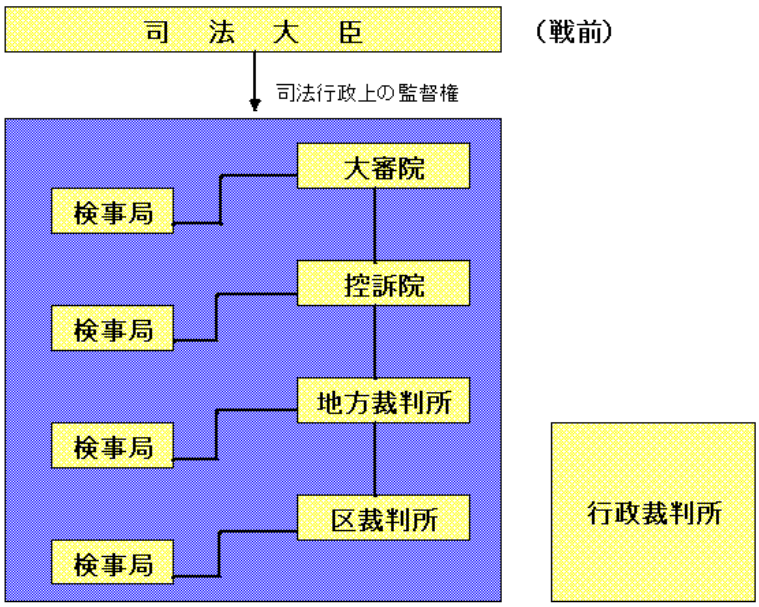

３、司法の戦争責任は一切追及されず

司法省の官僚・裁判官などは、大日本帝国憲法に基づきその体制を司法当事者の一員として一翼を担い、そのことであの忌まわしい侵略戦争に加担していたにもかかわらず、司法としての戦争責任は一切追及されず、特に裁判官は、一人も戦争責任を追及されていません。

４、戦前の司法省の官僚・裁判官らが戦後も横滑り

日本国憲法において、三権は分立し司法権の独立を明記し、行政裁判制度を廃止、行政事件も裁判所で行うこととなりました。しかし、戦前の司法省の官僚・裁判官・検事が戦後もほぼ横滑りし、特に、最高裁の事務局（後に事務総局）に戦前の司法省の官僚が入り込み最高裁による一元的官僚的人事支配を確立し現在に至っています。

５、判事と検事の人事交流

判事（裁判官）が法務省などの行政機関に出向して行政事務を行い、あるいは、検事（検察官）が裁判所に出向して判事になる判検交流人事（一般職員も同様）が広く行われ、司法と行政機関である法務省が一体化（実体的戦前の司法制度化）が進んでいます。

６、内閣と司法との密接な関係

最高裁判所の長官は、内閣が指名（天皇が任命）し、最高裁判所のその他の裁判官は、内閣が任命し、下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が任命します。このような内閣と司法との密接な関係や先の１～５の経過および実体から、行政に不利な判断、つまり、憲法８１条を憲法裁判所と解釈せず、「司法権の制限」を設け、立法・行政・司法権力が、その権力を維持するために、主権者の権利を制限する一つとして、私たちの「裁判を受ける権利」を制限する訴訟要件を設けて、私たちの訴えを退け続けているのです。

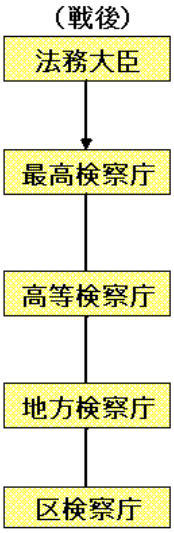

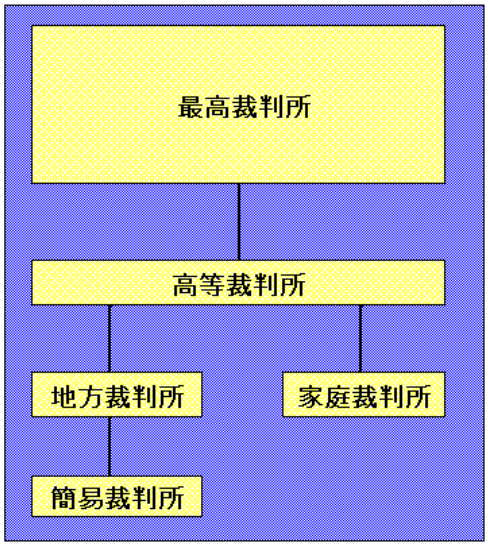

（資料１）1952 年 10 月 8 日（昭和 27 年 10 月 8 日）　大法廷　判決

日本国憲法に違反する行政処分取消請求事件

主　　文

本件訴を却下する。訴訟費用は原告の負担とする。

事　　実

原告訴訟代理人は請求の趣旨として、昭和 26 年 4 月 1 日以降被告がなした警察予備隊の設置並びに維持に関する一切の行為（行政行為は勿論事実行為私法上の行為の外予備隊の設置維持に関する法令規則の一切を含む。別紙目録の記載は例示に過ぎない。）の無効であることを確認する。訴訟費用は被告の負担とする。旨の判決を求めその請求原因として別添訴状中請求の原因及び昭和 27 年 7 月 16 日附準備書面記載のとおり述べた。

被告訴訟代理人は主文同旨の判決を求め別添答弁書中の理由記載のとおり述べた。

理由

原告は、最高裁判所が一方司法裁判所の性格を有するとともに、他方具体的な争訟事件に関する判断を離れて抽象的に又一審にして終審として法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するや否やを判断する権限を有する点において、司法権以外のそして立法権及び行政権のいずれの範疇にも属しない特殊の権限を行う性格を兼有するものと主張する。

この点に関する諸外国の制度を見るに、司法裁判所に違憲審査権を行使せしめるもの以外に、司法裁判所にこの権限を行使せしめないでそのために特別の機関を設け、具体的争訟事件と関係なく法律命令等の合憲性に関しての一般的抽象的な宣言をなし、それ等を破棄し以てその効力を失はしめる権限を行わしめるものがないではない。しかしながらわが裁判所が現行の制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とする。我が裁判所は具体的な争訟事件が提起されないのに将来を予想して憲法及びその他の法律命令等の解釈に対し存在する疑義論争に関し抽象的な判断を下すごとき権限を行い得るものではない。けだし最高裁判所は法律命令等に関し違憲審査権を有するが、この権限は司法権の範囲内において行使されるものであり、この点においては最高裁判所と下級裁判所との間に異るところはないのである（憲法 76 条 1 項参照）。原告は憲法 81 条を以て主張の根拠とするが、同条は最高裁判所が憲法に関する事件について終審的性格を有することを規定したものであり、従って最高裁判所が固有の権限として抽象的な意味の違憲審査権を有すること並びにそれがこの種の事件について排他的すなわち第一審にして終審としての裁判権を有するものと推論することを得ない。原

告が最高裁判所裁判官としての特別の資格について述べている点は、とくに裁判所法41条1項の趣旨に関すると認められるが、これ最高裁判所が合憲性の審査のごとき重要な事項について終審として判断する重大な責任を負うていることからして十分説明し得られるのである。

なお最高裁判所が原告の主張するがごとき法律命令等の抽象的な無効宣言をなす権限を有するものとするならば、何人も違憲訴訟を最高裁判所に提起することにより法律命令等の効力を争うことが頻発し、かくして最高裁判所はすべての国権の上に位する機関たる観を呈し三権独立し、その間に均衡を保ち、相互に侵さざる民主政治の根本原理に背馳するにいたる恐れなしとしないのである。

要するにわが現行の制度の下においては、特定の者の具体的な法律関係につき紛争の存する場合においてのみ裁判所にその判断を求めることができるのであり、裁判所がかような具体的事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上及び法令上何等の根拠も存しない。そして弁論の趣旨よりすれば、原告の請求は右に述べたような具体的な法律関係についての紛争に関するものでないことは明白である。従って本訴訟は不適法であって、かかる訴訟については最高裁判所のみならず如何なる下級裁判所も裁判権を有しない。この故に本訴訟はこれを下級裁判所に移送すべきものでもない。

以上の理由により、本件訴訟は不適法として却下すべく、訴訟費用の負担につき民訴89条を適用し主文のとおり判決する。この判決は裁判官全員の一致の意見によるものである。

（資料２）日本国憲法審議録　第三巻（清水伸編著）より

森三樹二（日本社会党）／＜略＞国会が議決した所の法律を憲法に違反するや否やと云う審査権が最高裁判所にあるとしますならば、やはり国会を抑制する所の一つの機関であると云うように我々は考えることが出来るでありましょうか。

司法大臣　木村篤太郎／　抑制するような機能をもたせる積もりでは絶対ないのであります。

森三樹二（日本社会党）／　しかし、私は、そういう意味でなければ、例えば議会が横暴をして、非常に違法な法律を制定した、それが憲法に違反するところの、例えば人民の基本的な人権を害するような法律を制定した、それは果たして適当なりや否やという

ことを認定するのが、つまりは最高裁判所の重要な役割だと思います。その意味から行けば、抑制機関であるということは言えるのではないかと思いますが、この点をお伺いします。

司法大臣　木村篤太郎／　最高裁判所は自ら進んで法令が違憲なりや否やを積極的に審査するのではありませぬ。これは問題が起こった時に、果たしてこれが違憲であるかどうかということを審査するのであります。その意味において私は抑制機関でないと思います。

＜　略　＞

佐々木惣一（無所属）／　＜略＞私は、ある法律が出た時に、その法律が憲法違反であるかどうかということ、そのことも一つ審査してもらえるという風にした方がよいと思うのでありまするが、しかしこの憲法の規定の解釈では、それがもう許さるるようになって居るのですが、どうして、その係争事件に関係しての法令でなければ審査ができないというふうに司法大臣は御解釈になったのですか、これはちょっとわからぬですが、金森国務大臣はどうです。

国務大臣　金森徳次郎／　私は裁判所というものは、もちろん言葉はかなり広く用いられて居りまするけれども、まあ普通裁判所と言えば、個々の事件を裁判するものであると、斯様に考えて居ります。そこでこの憲法において用いて居りまするものも、すべてその趣旨であります。

佐々木惣一（無所属）／　この憲法の規定が、いま申しましたこの法令の憲法違反であるかどうかは、そのことを独自に裁判することはできないのだ。何らか具体的の係争事件がそれに関係して、それが法令違反でなければ取り扱わないというような御解釈は、どうしても政策論ではなしに、この規定の通りだと、どうしてもそうは取れぬと存じます。これは解釈上の意見の相違でありますから、何ぼ言っても仕様がないと思いますが、金森国務大臣なり、先日来の司法大臣の御解釈には私は従うことはできないということを留保して置きます。す。こういう風に考えます。